

大分県聴覚障害者センターの指定管理者に係る外部有識者による評価について

令和2年10月16日
福祉保健部障害者社会参加推進室

大分県聴覚障害者センターの指定管理候補者を任意指定するにあたり、任意指定の相手方から提出のあった書類について、外部有識者による評価を行いましたので、結果をお知らせします。

1 意見聴取実施日時

日 時：令和2年8月27日（木）13：20～15：50

場 所：県庁舎新館地下2階 B24会議室

2 任意指定の相手方

(1) 名 称 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会

(2) 代表者 理事長 西村 務

(3) 所在地 大分市大津町1丁目9番5号

3 外部有識者

中山 慎吾 委員（大分大学福祉健康科学部教授）

工藤 裕司 委員（国立障害者リハビリテーションセンター所長）

光田 加壽子 委員（税理士）

4 評価項目および配点

審査基準	審査基準における評価項目	配点
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	24点 ×3人 =72点
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	・利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	28点 ×3人 =84点
3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	・センターの管理運営に係る経費の内容	20点 ×3人 =60点

4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・事業及び施設の運営実績 	28点 ×3人 =84点
計		100点 ×3人 =300点

5 評価結果

審査基準における評価項目	項目得点
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	59.50
(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	(23.75)
(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(12.00)
(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(23.75)
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	48.50
(1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果	(32.50)
(2) 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	(16.00)
3 事業計画書の内容が、施設に管理に係る経費の縮減が図られるものであること	36.25
(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	(36.25)
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	65.00
(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	(18.00)
(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	(19.00)
(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	(8.00)
(4) 事業及び施設の運営実績	(20.00)
総得点	209.25
<p>[委員所見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、来所による利用者数の増加は難しいと考えられるため、ズーム・DVD貸出等で、遠隔地の方も利用できる仕組みを考えてほしい。 ・アンケートの点数にこだわらず、利用者の意見をしっかりと組織の中で共有し、改善につなげることも取り組んでもらいたい。 ・DVD・動画の作成への取組等は、高く評価できると思う。 	

6 所管課の意見

聴覚障がい者のニーズに応じたきめ細かなサービス提供や、ボランティア団体とのネットワークをいかした管理運営を行うことのできる団体は他になく、大分県聴覚障害者協会を指定管理候補者とするのが適当である。